

加古川駅周辺公共空間活用推進業務に関する回答書

業務名：加古川駅周辺公共空間活用推進業務

No	質問内容	回答
1	<p>仕様書 P.1</p> <p>(1) ①テストショップの展開</p> <p>飲食や展示物販等の事業者が出店可能な工作物は、どのようなものを想定されていますでしょうか。例えば、建築基準法上の建築物に該当しない、移動可能なコンテナやブースの設置など、「移動可能」なものを設置するのをイメージされているのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法上の建築物に該当せず、テント及びトレーラーハウス等を含まない工作物を想定しており、「移動可能」なものを全て許容するものではありません。
2	<p>仕様書 P.1</p> <p>(1) ①テストショップの展開</p> <p>テストショップの水道と電気について、電気は使用可能と考えて良いのでしょうか。また、水道は通っていないですが、水道工事の予定はありますでしょうか。水道は使用できないものとして捉えて良いのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の使用については、可能です。使用料については、別途協議が必要です。 ・水道工事の予定はありません。 ・水道の使用について、市が提供できるものではありません。
3	<p>仕様書 P.2</p> <p>(2) 都市公園におけるプレイスメイキングの試行</p> <p>今回の対象公園での飲食販売・物販・調理・常設の遊具やベンチ等の設置などは現段階ですでに可能なのでしょうか。そちらも協議して精査するのでしょうか。特に常設物に関しては全体計画に関連するため決まっていたらお聞かせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも地域住民等関係者との合意形成を図ったうえで、実施いただくこととなります。 ・社会実験期間中における飲食販売、物販等の行為に関しては関係法令に反しない限り可能です。詳細については、協議によります。 ・社会実験期間中における常設の遊具やベンチ等の設置に関しては、都市公園における各種基準や指針等に適合させた上で可能です。詳細については、協議によります。（常設物の設置は、都市公園法に基づく公園施設に限ります。） ・なお、対象公園では日常的に利用されている団体がありますので、実施に際しては十分な調整が必要です。

<p>4</p>	<p>【別紙1】 テストショップ_実施エリア</p> <p>工作物等設置可能エリアが昨年度と比べて過去の社会実験に比べて東の「歩道」に設置する配置になっているかと思います。</p> <p>①こちらは昨年度のファニチャーを設置されていた場所は使用不可という考え方でしょうか。もしくはそこも協議となりますでしょうか。</p> <p>②現在は駅前イベントでも使用されている場所かと思いますが、期間中にも駅前イベントを実施する予定で、イベント利用を考慮した設置を想定した方が良いでしょうか。</p>	<p>①昨年度のファニチャー設置場所における使用は、必ずしも不可ということではありません。駅前広場の利用者（鉄道利用者、周辺店舗の利用者、通行者など多様な人）にとって快適な空間となるよう、設置位置等を提案してください。実際の配置計画は、協議によります。</p> <p>②加古川駅南広場における公共空間活用ガイドラインに基づくイベント等（以下「イベント等」という。）について、R8.9～R10.3の期間は、現時点で予約を受け付けていない状況です。</p> <p>・イベント等の利用へ考慮することに関しては、本業務の目的に沿う効果が最も発揮されることを前提に、本業務に支障のない範囲内でイベント等の実施が可能となるよう調整することとなります。</p>
----------	---	---